

伊勢崎商工会議所青年部 入会申込書

申込日： 年 月 日

私は、伊勢崎商工会議所青年部の活動趣旨を理解し、入会を希望します。

署名：

印

※40mm×50mm程度のカラー写真かデータ(.jpg)でご用意ください。
※証明写真の場合は貼り付けずに本紙にクリップで止めてください。
※証明写真以外(カラープリンタで印刷等)は写真データも必ずご用意ください。
※スナップは写真不可(背景のない物なら可)
※画像データは紹介者にデータを渡すか、メールにてお送りください。
送り先：info@isesaki-yeg.jp

親会所属部会

委員会所属希望

入会希望者情報記入欄

| | | | |
|------|--------------------|-------|-------------------------|
| ふりがな | | 性別 | 男・女 |
| 氏名 | | 血液型 | 型 |
| 生年月日 | 昭・平成 年(西暦 年) 月 日 才 | | |
| 趣味 | (無い場合は「なし」) | 団体活動歴 | (無い場合は「なし」 例：青年会議所・消防団) |

事業所情報記入欄

※郵送物を所在地住所へ送付します。

| | | | |
|--------|--------------|-------------------------------|---------------------------|
| 名称 | | 代表者名 | |
| 所在地 | 〒 | 本人の役職 | (社内での肩書き 例：代表取締役・店主・営業部長) |
| TEL | () - | 代表者との関係 | (代表者から見た関係 例：本人・長男・従業員) |
| FAX | () - | 資本金 | (無い場合は「0」) 円 |
| URL | | 従業員数 | (非正規含む・本人含まず) 人 |
| E-mail | (代表アドレス) @ | 企業PR 20文字以内 (手帳に記載されます) | |
| 業種 | | | |
| 営業内容 | (事業所の主な業務内容) | 本人の 担当業務 | (本人が主とする業務内容) |

紹介者

印

印

紹介者コメント

(コメント記入者：)

連絡先記入欄

※ご記入いただいた連絡先は、当会からの連絡時においてのみ使用させていただきます。

当会では事業のお知らせや連絡等をFAX以外に携帯電話、Eメールやグループウェア(エンジェルタッチ)からも行ないます。連絡の受取りに必要な携帯電話の番号とメールアドレスをご記入下さい。

MOBILE

- -

※会員手帳(WEB手帳)への掲載を希望しない場合は、
チェックをして下さい。

E-mail

(本人直通アドレス) ※アルファベットのI(エル)とO(オー)は数字と間違えやすいため、フリガナをふって下さい。

@

※会員手帳(WEB手帳)への掲載を希望しない場合は、
チェックをして下さい。

伊勢崎商工会議所青年部規則（第1章、第2章のみ抜粋）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本青年部は、伊勢崎商工会議所青年部と称する。

（事 務 局）

第2条 本青年部の事務局は、伊勢崎商工会議所内に置く。

（目 的）

第3条 本青年部は、伊勢崎商工会議所会員事業所における青年経営者の人格教養と経営能力を高め、企業の近代化を図るとともに会員相互の親睦をはかり、あわせて伊勢崎市商工業の発展と商工会議所組織の強化に努めることを目的とする。

（事 業）

第4条 本青年部は、その目的達成のため次の事業を行う。

- （1）商工会議所の各部会、委員会等と会員間の情報交換の円滑化
- （2）会員の意見及び要望を聴取し、商工会議所の部会及び委員会への具申
- （3）商工会議所事業に対する意見及び提案の提出
- （4）商工会議所事務局並びに小規模企業振興委員との連絡を密にし、商工業の経営改善への努力
- （5）青年部会員相互の親睦を図り、自己啓発を図るための研修会の開催
- （6）その他商工会議所の目的達成のため、必要と認める事業

第2章 会員・会費

（会員の資格）

第5条 本青年部の会員は原則として伊勢崎商工会議所の会員（法人・個人）であり、商工業を含む経営者又は管理者若しくはこれに準ずる者で、満22才以上満50才までの品格ある青年でなければならない。

但し、年度中に上記制限年齢に達するときは、その年度内は制限年齢を越えて会員の資格を有する。

（入 会）

第6条 入会については、役員1名を含む会員2名以上の推薦をもって所定の申込手続により申込み、入会の可否は役員会の決定による。会員は総会において各1個の表決権を有する。

（会 費）

第7条 会費は年額38,000円とし、毎年所定の納期までに納入しなければならない。

2 新入会員は入会時に、月割会費を年度分一括納入しなければならない。

但し、月割会費は3,200円とする。

（退 会）

第8条 退会を希望する会員は、退会届を提出しなければならない。年度の途中で退会しても既納の会費は返納しない。

（除 名）

第9条 会員が次の各項に該当するときは、役員会の決議により除名することができる。

- （1）本青年部の体面を傷つけ、趣旨に反する行いがあったとき
- （2）会費納入義務を履行しないとき
- （3）その他会員として適当でないと認められるとき

伊勢崎商工会議所青年部活動における発行物（HP、SNS含む）について

伊勢崎商工会議所青年部では、会員企業のPRや事業報告等をHPやSNS等を活用して発行・発信しています。

その際に顔のわかる活動写真を使用する事がございますので、予めご了承ください。

もし不都合がある場合には、お申し出ください。申出が無い場合には、事務局・事業担当委員会からの確認なく使用させていただきますことをご了承ください。

上記、内容を理解・同意し青年部活動に参加をいたします。

氏名（自署）

印